



vol. **32** 2014年12月

〒102-0093 千代田区平河町 1-5-7-203

nf-staff@netlive.ne.jp

INDEX

- 北朝鮮人権問題が国連安全保障理事会の議題になった---1
国連総会第3委員会での北朝鮮人権状況決議への投票状況（2014年11月18日）---2
国連総会決議をどう読むか---3
シン・ドンヒョクさんと Skype で対話—— 2014年12月14日 NO FENCE 集会 in 専修大学---5
最近の動きから---7
-

北朝鮮人権問題が国連安全保障理事会の議題になった

2014年12月18日、国連総会で「北朝鮮の人権状況」決議が可決されました（賛成116、反対20、棄権53）。

数十年にわたる最高指導層の政策により「人道に対する罪」がおこなわれてきたことを確認し、北朝鮮の人権状況を国際刑事裁判所に付託するよう安全保障理事会に促しています。

12月22日には安全保障理事会で、北朝鮮の人権問題を議題にするか否かの投票がおこなわれ、賛成11、反対2、棄権2で可決。中国とロシアが反対しましたが、議題にすることに関しては常任理事国も拒否権を行使できないため、すでに安全保障理事会での議論が始まっています。

議題は3年間、有効とのことです。

国連総会での決議文を日本語に訳して NO FENCE のウェブサイトに掲載してありますので、ご一読ください。

国連総会第3委員会での北朝鮮人権状況決議への投票状況 (2014年11月18日)

棄権 (55)

アジア (15) : バングラデシュ人民共和国/ブルネイ・ダルエスサラーム国/カンボジア王国/インド/インドネシア/クウェート国/キルギス共和国/マレーシア/ネパール連邦民主共和国/パキスタン・イスラム共和国/カタール国/サウジアラビア王国/シンガポール共和国/トルクメニスタン/イエメン共和国

アフリカ (27) : アルジェリア民主人民共和国/アンゴラ共和国/カメルーン共和国/コモロ連合/コンゴ共和国/コンゴ民主共和国/エリトリア国/エチオピア連邦民主共和国/ガボン共和国/ガンビア共和国/ギニア共和国/レソト王国/大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーア国/マリ共和国/モーリタニア・イスラム共和国/モザンビーク共和国/ニジェール共和国/ナイジェリア連邦共和国/ナミビア共和国/セネガル共和国/南アフリカ共和国/南スーダン共和国/トーゴ共和国/ウガンダ共和国/タンザニア連合共和国/ザンビア共和国/ケニア共和国

北アメリカ (中米含む) (9) : アンティグア・バーブーダ/ドミニカ共和国/エルサルバドル共和国/グレナダ/ニカラグア共和国/セントクリストファー (KITTS)・ネービス/セントルシア/セントビンセント・グレナディーン諸島/トリニダード・トバゴ共和国

南アメリカ (2) : ガイアナ共和国/スリナム共和国

オセアニア (2) : フィジー共和国/ソロモン諸島

反対 (19)

アジア (10) : 中華人民共和国/朝鮮民主主義人民共和国/ラオス人民民主共和国/ミャンマー連邦共和国/オマーン国/スリランカ民主社会主義共和国/シリア・アラブ共和国/ウズベキスタン共和国/ベトナム社会主義共和国/イラン・イスラム共和国

アフリカ (3) : エジプト・アラブ共和国/スーダン共和国/ジンバブエ共和国

ヨーロッパ (2) : ベラルーシ共和国/ロシア連邦

北アメリカ (1) : キューバ共和国

南アメリカ (3) : ボリビア多民族国/エクアドル共和国/ベネズエラ・ボリバル共和国

NOTE 世話人 荒井 正人

第3委員会「北朝鮮の人権状況」の決議にあたり、各国はどのような態度を示したか、地域別に記したものです。

「賛成」111, 「反対」19, 「棄権」55は、総会決議の「賛成」116, 「反対」20, 「棄権」53と、ほとんど変わりません。

紙面上の制約から、「棄権」「反対」のみにつき、お伝えします。

まず言えることは、ヨーロッパ、北米（中米除く）は「棄権」はゼロ、「反対」も、ロシアとベラルーシを除いてゼロであるということです。ヨーロッパ、中米を除く北米は、皆ほとんど「賛成」です。

反対に、「棄権」「反対」の国の多くは、アジア、アフリカ、中米・カリブ海に集中しています。

アジアを見ると、中国、北朝鮮の他は、東南アジア、南アジアが集中的に多い。フィジーからシリアまではほぼ国境を接して、一直線上に並んでいます。

全世界の「棄権」「反対」の国を見ると、非白人の国が圧倒的に多い。しかも、支配層は別にして一般国民は、物質的に貧しい国が多い。皆さんも、移民したくない国が多いでしょう。

「一般国民が物質的に貧しいこと」と、「国が人権を重んじないこと」とは、直結していそうです。

第2次大戦後、アジア、アフリカ、カリブ海の国々は、それぞれ青雲の志を抱き、宗主国から独立していきました。第三世界を標榜する国も多かったでした。それが少なからぬ国が、北朝鮮の肩を持つようになってしまいました。

国連総会決議をどう読むか

副代表 小川 晴久

「北朝鮮の人権状況」と題された 2014 年の総会決議を、世話人の I 氏と分担して日本語に訳し、NO FENCE のウェブサイトに掲載した。外務省に決議案の日本語訳を求めたが提示してくれなかったため、やむなく NO FENCE として翻訳してみたのである。暫定訳なので、もし政府訳や他団体の訳があればご連絡いただきたい。正確な訳が大事だからである。

読みやすくはないが、会員諸氏、ぜひ総会決議を一読していただきたい。原文は国連のウェブサイトアクセスできる。文書番号は A/C.3/69/L.28/Rev.1 である。

翻訳しながら気づいたこと、翻訳し終えて気づいたことを、数点記したい。

1 北朝鮮人権問題を国際刑事裁判所に付託せよ

2014 年の決議案が特に注目されたのは、北朝鮮が全 16 項目のうちの第 7 項と第 8 項を削除させようとして、キューバに対案を出させて対抗したことだ。キューバ案は否決されたが、第 7 項は北朝鮮の最高指導部が数十年にわたって人道犯罪を方針としておこなってきたことの認定、第 8 項は最も責任ある者たちを国際刑事裁判所に提訴することを安全保障理事会に促したことである。

これが採択されたら、金正恩の名こそ出てはいないが、彼が提訴されるに等しいから、北朝鮮当局はそれを阻もうとして偽りの豹変を見せ始めたのである。すなわち、この 2 つの削除を条件に、北朝鮮人権特別報告者の入国を許可する等、対話に応じるというマヌーヴァー（策略）を始めた。11 月 18 日に総会内にある第 3 委員会で表決にかけられたとき、賛成 111、反対 19、棄権 55 と、前年より反対票や棄権票が増えたところに、一定の効果を見せた。

第 3 委員会の表決は、ここをパスしないと総会にかけられないので、この結果は注目された。しかし 1 ヶ月後の 12 月 18 日の総会では、賛成 116、反対 20、棄権 53 で可決され、国連総会は確かな意思を示した。

2 EU が草案を起草、一部日本も貢献という情報あり

翻訳しているとき、非常に行き届いた案文であったので、この草案は日本ではなく EU が書いたのであろうと推測した。それが 10 月 10 日の『朝日新聞』の記事で後日確かめられた。その記事の一部を以下に示そう。

「北朝鮮の人権侵害で決議の草案 北朝鮮で行われているとされる深刻な人権侵害に国際的な批判が高まるなか、EU＝ヨーロッパ連合は、初めてこの問題を国連の安全保障理事国が国際刑事裁判所に付託し司法手続きを始めるべきだとする国連総会決議の草案をまとめ、共同提案国となる日本などと協議を始めました。……国連の外交筋があきらかにしたところによりますと、EU は 9 日までに今年提出する決議の草案をまとめ、共同提案国となる日本などに提示して協議を始めました。NHK が入手した草案によりますと、……」(<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20141010/k10015291911000.html>)

ただ、当初の草案になかった重要事項を日本の主張で草案化したという情報もある。日本も共同提案国として一定の貢献をしていることが事実であれば、それも評価しなければ正確ではないであろう。

3 安全保障理事会の議題に

12月5日ロイター通信は、安全保障理事会を構成する15カ国のうち、10カ国の署名が集まり、この決議案の線で安全保障理事会がこれを議題にすることが可能になったことを伝えていた。

北朝鮮政府は国際刑事裁判所の規則（ローマ規定）を認めていないので（参加していないので）、北朝鮮の指導者を裁くには、安全保障理事会決議が必要である。中国やロシアが拒否権を発動すると予測されているから、安全保障理事会決議で北朝鮮人権問題が国際刑事裁判所に付託されるのは、当面は無理であろう。しかし、国際社会の総意はここまで来た。中国とロシアが拒否権を発動できない状況に両国を追い込むことである。それには両国内の人々が北朝鮮の恐ろしい強制収容所の実態を知る必要がある。2015年はそれを推し進めなければならない。

12月22日、安全保障理事会は北朝鮮の人権問題を議題にするか否か採決をおこない、賛成11、反対2、棄権2（安全保障理事会を構成する理事国は15カ国）で、正式に議題とすることになり、さっそく北朝鮮の深刻な人権状況が議論されたと、ロイター通信は伝えた。反対したのは中国とロシア。

4 司法手続きの開始

EUの草案のなかにあった「司法手続きを開始すべきだ」という主張は、総会決議の第11項目の(b)に具体的に示されている。(b)では「人権侵害に責任をもつ人々が独立した司法の前で法に照らして処断されること」を北朝鮮政府に求めているが、現北朝鮮政府には期待できない。とすれば、これができるのが国際刑事裁判所である。国際刑事裁判所がそれをおこなうという意思表示である。ここはそう読むべきである。

5 COI 報告の内容を広げないと勝利しない

訳していてなお気づいたことは、第13項の指摘である。ここに指摘されていることを実行するには、日本国政府、日本の市民社会団体は、2014年2月17日に世界に公表された北朝鮮人権調査委員会の調査報告（COI報告）の内容を知っていなければならない。英文、A4で400枚に及ぶ膨大な報告書を、いま政府は日本語に翻訳中である。日本語版が出るまで、まだ数ヶ月は要するだろう。

国連に加盟している各国政府とその国の市民社会団体は、COI報告の内容を承知しなければならない。中国、ロシアも例外でない。日本は率先してそれをしなければならない。

そのことを、世界の116カ国の国連代表は決議したのである。日本でそれを実践するだけでも大変なことである。これはこの決議のなかでいちばん大事な内容かもしれない。

政府訳が出る前にできることがある。2014年8月に大月書店から刊行された私の本『北朝鮮の人権問題にどう向きあうか』の第1章は、COI報告の要約的な紹介である。全訳が出るまで、拙書の第1章がその代わりを果たしてくれる。

6 ソウル事務所

いまひとつ承知すべきは、任期1年の北朝鮮人権COIが終了した後を継ぐのは、ソウルにつくられる国連人権高等弁務官事務所の地域事務所であることである。このことが第9項と第10項に書かれている。ここにも注目しよう。

シン・ドンヒョクさんと Skype で対話

—— 2014年12月14日 NO FENCE 集会 in 専修大学 ——

世話人 パク ホミ

12月14日の集会は、シン・ドンヒョクさんが急きょネットでの参加になったうえ、衆院選当日というタイミングの悪さにもかかわらず、50名を超える参加者（初めての方も多数）で、嬉しい驚きでした。

最初に宋允復事務局長から、シンさんは12月に発見された胃の腫瘍の精密検査のため、来日できなくなったこと、11月にニューヨークで国連総会に関連する活動中、『わが民族どうし』（北朝鮮当局のネット番組）に父親が登場させられた件で精神的ショックはあったが、現在はソウルに戻って、また活動をしていることの報告がありました。

*

次に、NO FENCE 集会では初めての Skype を使ったビデオ通話。スクリーンにシンさんの顔が大写しにはなったものの、なかなか音声がつながらず、会場の皆さんにはご心配をおかけしました。

シン・ドンヒョクさんは私たちに「収容所での人権侵害を、他人事と思わないで、自分にも起こりうることと思って関心をもってほしい」と語り、北朝鮮当局に対して2つの要求をしています。1つは父親との面会。北朝鮮当局いわく「北朝鮮では人権があますところなく保障されている」のだから、簡単なことだろう。第三国で会うのがダメなら、自分が北朝鮮に出向いてもいい。2つめは14号管理所の査察。国際機関とともに自分が入りたいと。

30分ほど経過したところでビデオ通話の調子が悪くなり、音声だけのやりとりになりましたが、会場からの質疑応答にもたっぷり時間を取りました。以下が要約です。



Q 「わが民族同士」での父親の発言（北朝鮮当局が言わせていること）の事実関係について、シンさんの立場は？

A 逐一反論する意味も必要性もない。

Q シンさんの父親はもうすぐ70歳のはずで、収容所の過酷な環境であんなに元気な姿でいるのは不思議ではないか？ 「わが民族同士」に出てくるシンさんの子どもの頃の写真は、健康的で身ざれいに見える。収容所で子どもの写真を撮ること自体ありえたのか？

A 私も父はとっくに死んだと思っていたので、「わが民族同士」を見たときも、最初は父だと気づかなかった。写真については、映っている子が自分かどうかわからない。

宋さんから補足：旧18号管理所では、子どもの写真を撮ることはありえたらしい。14号と18号の歴史的推移について、キム・ヘスクさんの絵をもとに解説。

Q 現在、シンさんの身辺警護はどうなっているのか？

A 外出するときは警察が付いている。家にいるときも外に警護がついているのかはわからない。

Q 収容所では初歩的な読み書きと計算しか教わらなかったと聞いているが、いまはパソコンや英語なども使っている。どんなふうに身につけていったのか？

A 系統的な教育は受けておらず、人権活動家などと一緒にあちこち回っているうちに実践的に教わった。まだまだ不十分だと思っている。

Q 生活資金はどうしているのか？

A いろいろなバイトをした。以前は狭い下宿に住んでいたが、今はそれなりのマンションに住んでいる。韓国に来てすぐの頃は、警察官になりたいと思っていた。北朝鮮では制服を着た看守にいじめられたので、自分も一度、制服を着て人に指示・命令する立場になってみたかったからだ。そのための教育を援助してもらうことができたが、いざ学校に行ってみると、法律などの分厚い本を勉強しなければならないとわかり、あきらめた。

Q 脱北者たちは、北朝鮮で出身成分が多様だが、それでも連帯できるのか？

A 私が最も親しくしているアン・ミョン Chol 氏は、収容所の看守だった。北朝鮮の人権状況を改善したいという思いで一致していれば、北での出身成分の違いを越えて共に活動できる。

*

シンさんとのやりとりの後、小川晴久副代表からあいさつがありました。

「国連総会第3委員会での北朝鮮人権決議を急いで訳し、今日配布した。特に重要なのが第7項と第8項。北朝鮮当局はこれらの削除にやっきになり、キューバはこれらを外した対抗決議案を提出した。北朝鮮の最高層の責任を認定し、国際刑事裁判所への訴追を促す項目である。決議案をぜひ読んでほしい。賛成国・反対国・棄権国のリストを配った。安全保障理事会で北朝鮮人権問題を議題にすることに、15カ国中10カ国が賛成したという記事（ロイター）も、訳して配った。議題にすることに対しては、常任理事国も拒否権を発動できない。来年（2015年）、理事国の改選で北朝鮮寄りの国が増える可能性があるため、このタイミングでの議題化は重要。」

*

休憩の後、日本に住む脱北者の川崎栄子さん、李相峰さんの話を約15分ずつうかがいました。

最後に、会場をとってくださった専修大学の小沼堅司先生にあいさつしていただきました。「NO



FENCE がスタートした6年前は、収容所の査察や人権査察などは夢のような話で、まだまだ先のことと思っていた。最近の状況を見ると現実化してきているようなので、感銘を受けている」と、簡潔に重要なことを語ってくださり、世話人一同、とても励まされました。

今回の集会を機に Skype の使い方も習得し、今後もうまく活用してライブ感のある集会を企画していきますので、皆様のご支援と積極的な参加をお願いいたします。

最近の動きから

事務局長 宋允復

北朝鮮人権問題が国連安保理の正式議題に

12月22日、ニューヨークの国連安全保障理事会で、理事国15カ国中11カ国の賛成多数をもって、北朝鮮人権問題が安全保障理事会の議題として正式に採択された。

最終的に国際刑事裁判所への付託については、中国とロシアの拒否権行使が見込まれるが、そうなれば次のステップとして、国連総会における多数決による特別法廷設置の動きに進むことになる。

その間の論議や報道が北朝鮮国内にも流入し、影響は大きい。北朝鮮の人々への、せめてものクリスマス・プレゼントだ。これを実現するために日本のNGOが果たした役割は、いずれさまざまに報じられるだろう。

耀徳15号収容所偽装の動き

当会が情報を得ている北朝鮮筋の一人から、「いくつかの収容所を一般地区であるかのように偽装する動きがある。外部の査察を入れる準備のようだ」との話聞いたのは、2014年3月。いずれ情報が出てくるだろうと構えていたが、10月28日付『朝鮮日報』が、「衛星写真でキャッチされないよう夜中に15号の囚人たちを他所に移送している。国際社会が人権で騒いでいるので、いずれ公開して一般の農場であるかのように装おうとしている」と報じた。

この報道当時、国連での活動のため米国にいた耀徳収容所経験者の鄭光日氏が、米HRNKと協力して耀徳収容所の衛星写真を分析し、自身が住んでいた旧邑里の独身者区域（西林川区域）の寮、独房、精米所、警備隊の監視所などが破壊されているのを確認した。

鄭氏はまた、自身が確保している情報ルートから、耀徳収容所の囚人たちは主に16号化成（明潤）収容所に、一部を14号价川収容所に、移したと聞いたという。16号収容所は、核実験場としてすでに知られている豊溪里に隣接しており、北朝鮮としては「そこは軍事機密区域なので立ち入りは認められない」と、国際社会の査察を拒否する口実を立てられる。被曝をともなう作業に囚人たちを使役し続け、隠滅を図っている恐れもある。

国連駐在の北朝鮮外交官がこの頃に「西側の出方によっては査察受け入れもありうる」等と語っているが、一定の準備が整ったゆえの発言と理解できる。

当該北朝鮮外交官の発言に目論見を見て取った自由北韓放送も、情報筋を稼働させ、また耀徳収容所直近の高原郡にまで人を送って、状況を探らせた。

伝えてきた「新義州通信員」は、この間、張成沢の粛清等に関し確度の高い情報を送ってきたとして同放送が信頼を寄せている由だが、彼によると、金正恩が10月8日に「耀徳収容所を、それとわからないように隠蔽しろ」との指示を下した。この10月8日は、金正恩ら人道犯罪に責任ある北朝鮮指導部を国際刑事裁判所に付託すべきとの条項を盛り込んだ日本・EU共同提案の北朝鮮人権決議案草案が、国連内で非公式に開示された日である。

この指示を受けて、収容所周囲の鉄条網を撤去。囚人のうち重要人物70人ほどを他所に移し、その家族と他の囚人らは引き続き同所で農作業に従事するよう指示された。また耀徳につながる道路には二重三重に移動警備詰所を設け、軍人たちが監視・取り締まりにあたっているという。

旧18号収容所区域でも動きが

以下は、2014年4月発行の当会会報に掲載しようとしたが、取りやめた原稿の一部だ。

■ 当会による4月上旬の聞き取りから、旧収容所に万単位の人々を新たに送り込むための準備と思しき動きが捕捉された。3段階を経た間接情報であり追加のリサーチを要するが、取り急ぎ会員各位と共有したい。

18号管理所は段階的に「解除」され、西側に最後まで残した鳳倉（ポンチャン）区域も2006年には表向き解除され、「北倉郡鳳倉労働者区」として一般炭鉱区域に転換された。2006年当時、同区域には約3万人の収容者がいたが、その多くが解除民となり、一部（数百人から数千人説あり）が14号、ないし14号に隣接して新たに造成された区域に送り込まれた、というのが、NKDBや韓国統一研究院（NIU）等が把握しているおおよその経緯である。

ただこの「解除」の内実をどう見るかには異見がある。大多数を解除してしまえば、つらい炭鉱労働を放棄し他所に移ろうとする者が多数出るはずで、それでは炭鉱生産を維持できない。そのため実質的には「解除」されていない人が多数いるはずだと、宋は推論する。

今年2月、この鳳倉区域内にアクセスした関係者によると、同区域の汗嶺（ハンリョン）坑（6千人）、ヨンドウン坑（8千人）などそれぞれ数千人の労働者を擁する大規模炭坑で、「整理」作業が進んでいる。整理とは炭坑とそこでの労働に従事する人々の住宅を明け渡す作業を指し、それら炭坑の労働者は、鳳倉区域にある他の露天掘りや浅い炭鉱に移されている。収容所だった当時の警備詰所であった直洞（チットン）哨所および無尽台（ムジンデ）哨所もあらためて開設されたという。

この整理作業が何を目的にしているのか、従事者たちには伝えられていないが、「新たな人々を送り込むつもりではないか」と憶測しているようだ。 ■

10月25日、北朝鮮はプロパガンダ媒体『わが民族どうし』において、申東赫氏の父親を登場させて「私たちは政治犯収容所にはいませんでした」と語らせ、暮らしていた地域としては北倉、得将、鳳倉、スアン、カルゴルなど旧18号収容所区域を列挙し、現在のカルゴル地域の映像を公開した。

12月16日付の動画ではさらに、北倉郡得将区だとする地域の映像も公開した。

先の聞き取りをした4月当時、宋は、張成沢粛清に連累する人々が送り込まれるための準備ではないかと推測していたが、その後、鳳倉区域にアクセスできていないため新たな人々の流入如何は把握できていない。10月以降のカルゴルや得将区域の公開の動きとの連関があるのかも探りたい。

付言すれば、『わが民族どうし』を通じての人身攻撃において北朝鮮は、价川14号政治犯収容所の存在そのものを直接否定はせず、「私たちは政治犯収容所にはいなかった」とのみ語らせている。事実上、14号政治犯収容所の存在を認めたものと理解できる。

さらなる罪を重ねさせないために

金正恩にとっては、自身を人道犯罪者として国際刑事裁判所に付託すべきとの国連決議条項の削除が、ここ数ヶ月の最優先課題であった。しかもその条項を盛り込んだ決議案をつくったのは日本であり、北朝鮮当局はこれに憤っている。「特別委員会まで設けて話を進めているのに、後ろから頭を叩くような真似をする。狐のような国だ。交渉は当面断絶だ。」党中央ではそのように了解されているという。

しかし、世界はすでに北朝鮮の人道犯罪を知っている。隠し立てしたところで無益であり、証拠隠滅のために犠牲を増やしてはならない。

北朝鮮は追い込まれてきているが、悪あがきの過程で犠牲が増えないよう、われわれは引き続き警告を発していかなければならない。

クロスチェックによって浮かび上がる実像

近年韓国入りした元収容所経験者複数の聞き取りを通じて、当会がこの間見過ごしてきた盲点に光が当たってきた。さらなる裏取りを進め、いずれ会員各位と共有したい。